

(趣旨)

第1条 多治見市消防団（以下「消防団」という。）の組織及び運営については、法令その他に特別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(組織)

第2条 消防団に本部、分団、消防音楽隊及び救命処置指導隊を置く。

2 分団の名称は、別表に掲げるとおりとする。

(職)

第3条 本部に団長、副団長、本部長及び副本部長を置く。

2 分団に分団長、副分団長、部長、班長及び団員を置く。

3 分団に機関員（多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第11号。以下「条例」という。）第12条に規定する機関員をいう。以下同じ。）を置く。ただし、機関員は、各分団に所属する消防団員が兼任するものとし、分団長の推薦により、団長が指名する者をもって充てる。

4 消防音楽隊に隊長、副隊長、部長、班長及び隊員を置く。

5 救命処置指導隊に隊員を置く。この場合において、隊員は、条例第2条の2第3項に規定する機能別消防団員とする。

6 第1項から第5項までに規定する職の定員は、別表に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、別表に定める本部又は分団の定員の数それぞれの定員の総数の範囲内で増減させることができるものとする。

(団長及び副団長の任期)

第3条の2 団長及び副団長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の任期は、任命の日から起算する。

(顧問)

第3条の3 消防団に顧問を置くことができる。

2 顧問は、団長を退職した者で、消防団が推薦したものから市長が委嘱する。

(階級)

第4条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

2 第3条に規定する職のうち、本部長は副団長待遇、副本部長及び隊長は分団長待遇、副隊長は副分団長待遇、隊員は団員待遇とする。

(職務)

第5条 団長は、消防団の職務を統括し、消防団員を指揮命令して法令、条例及び規則に定める職務を遂行する。

2 副団長は、団長の職務を補佐し、団長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ団長の定める順序に従い、その職務を代理する。

3 本部長は、団長の命を受け、消防団の総合調整及び本部の事務を掌理する。

4 副本部長は、本部長の職務を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ本部長の定める順序に従い、その職務を代理する。

5 分団長及び隊長は、団長の命を受け、その職務を掌理し、所属の消防団員を指揮監督する。

6 第1項から第5項までに規定する者以外の消防団員は、上司の命を受け、その職務に従事する。

(服制)

第6条 消防団の服制は、消防団員服制基準（昭和25年国家公安委員会告示第1号）による。

(訓練礼式)

第7条 消防団の訓練及び礼式は、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）、消防操法の基準（昭和47年消防庁告示第2号）、岐阜県消防操法実施要領（昭和40年40消第612号）及び岐阜県訓練礼式実施要領（昭和39年39消第236号）による。

(表彰)

第8条 市長は、消防任務の遂行上特に功労があると認められるものに対し、表彰することができる。この場合において、団長以外の消防団員については、団長が表彰することができる。

第9条 前条の表彰は、次に掲げる区分によるものとする。

- (1) 功績章を授与して行う表彰
- (2) 勤労章を授与して行う表彰
- (3) 賞詞を授与して行う表彰
- (4) 賞状を授与して行う表彰

2 功績章は、消防団員として5年以上にわたり勤続し、消防に関する功績が抜群で他の模範となると認められる者に対して授与する。

3 勤労章は、消防団員として15年以上にわたり勤続し、職務に精励し、一般の模範となると認められる者に対して授与する。

4 賞詞は、消防に関し特に功労があると認められるものに対して授与する。

5 賞状は、消防業務遂行上著しい業績があると認められるものに対して授与する。

(分限及び懲戒の手続)

第10条 条例第7条の分限及び懲戒に関する処分の手続は、次のとおりとする。

(1) 消防団員の意に反する分限及び懲戒の処分は、その旨を記載した書面を当該消防団員に交付して行わなければならない。

(2) 条例第5条第1項第1号に該当するときは、出勤状況その他に基づき、勤務成績が良くないことを客観的に認定した結果によらなければならない。

(3) 条例第5条第1項第2号に該当するときは、医師2人を指示して、あらかじめ診断を行わせた結果によらなければならない。

(4) 条例第5条第1項第4号に該当する場合において当該消防団員のうち、いずれを降任し、又は免職するかは、団長の裁量による。

(文書簿冊)

第11条 消防団には、次の文書を備え、常に整理しておかなければならない。

- (1) 消防団員名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 消防計画
- (5) 火災調査書つづり
- (6) 火災記録つづり
- (7) 区域内全図
- (8) 地理調査記録つづり
- (9) 消防ポンプ台帳
- (10) 設備資材台帳
- (11) 機械調査記録つづり
- (12) 消防水利台帳
- (13) 水利調査記録つづり
- (14) 防火対象物関係つづり
- (15) 立入検査記録つづり
- (16) 被服貸与台帳
- (17) 出勤状況記録簿
- (18) 報酬手当支給台帳
- (19) 消防表彰記録つづり
- (20) 消防法規例規つづり
- (21) その他必要な文書簿冊

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 多治見市消防団設置規則（昭和24年9月告示第71号）は、廃止する。

附 則（昭和50年10月7日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び別表の改正規定は、昭和49年8月15日から適用する。

附 則（昭和55年 1 月30日規則第 4 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に団長又は副団長の職にある者に対するこの規則による改正後の多治見市消防団規則第 3 条の 2 の規定の適用については、当該団長又は副団長はこの規則の施行の日に任命されたものとみなす。

附 則（昭和57年 4 月 1 日規則第26の 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年12月23日規則第43号）

この規則は、昭和58年12月25日から施行する。

附 則（昭和61年 4 月 1 日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年 3 月30日規則第 8 号）

この規則は、昭和63年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年12月26日規則第52号）

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成10年12月24日規則第122号）

この規則は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 6 月22日規則第95号）

この規則は、平成12年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 1 月13日規則第 3 号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年11月 4 日規則第144号）

この規則は、平成18年 1 月23日から施行する。

附 則（平成21年 3 月31日規則第32号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月23日規則第26号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 1 月15日規則第 6 号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

本部

| 団長 | 副団長 | 本部長 | 副本部長 | 計  |
|----|-----|-----|------|----|
| 1  | 4   | 1   | 7    | 13 |

分団

| 分団名      | 分団長 | 副分団長 | 部長 | 班長 | 団員 | 計  |
|----------|-----|------|----|----|----|----|
| 中央南分団    | 1   | 1    | 2  | 4  | 20 | 28 |
| 中央北分団    | 1   | 1    | 2  | 4  | 20 | 28 |
| 共栄分団     | 1   | 1    | 2  | 4  | 20 | 28 |
| 小泉分団     | 1   | 1    | 2  | 4  | 20 | 28 |
| 池田分団     | 1   | 1    | 2  | 4  | 20 | 28 |
| 市之倉分団    | 1   | 1    | 2  | 4  | 20 | 28 |
| 滝呂分団     | 1   | 1    | 2  | 4  | 20 | 28 |
| 南姫分団     | 1   | 1    | 3  | 5  | 30 | 40 |
| 池田南分団    | 1   | 1    | 3  | 3  | 18 | 26 |
| 北栄分団     | 1   | 1    | 2  | 4  | 20 | 28 |
| 脇之島分団    | 1   | 1    | 2  | 4  | 20 | 28 |
| 滝呂台分団    | 1   | 1    | 2  | 4  | 20 | 28 |
| 根本分団     | 1   | 1    | 2  | 4  | 20 | 28 |
| 笠原第 1 分団 | 1   | 1    | 3  | 5  | 35 | 45 |

|        |    |    |    |    |     |     |
|--------|----|----|----|----|-----|-----|
| 笠原第2分団 | 1  | 1  | 3  | 5  | 35  | 45  |
| 計      | 15 | 15 | 34 | 62 | 338 | 464 |

備考

第3条第3項に規定する機関員の定員は、南姫分団、池田南分団、笠原第1分団及び笠原第2分団については6人とし、その他の分団については4人とする。

消防音楽隊

| 隊長 | 副隊長 | 部長 | 班長 | 隊員 | 計  |
|----|-----|----|----|----|----|
| 1  | 1   | 1  | 4  | 18 | 25 |

救命処置指導隊

| 隊員 | 計  |
|----|----|
| 37 | 37 |

定員内訳

| 団長 | 副団長 | 本部長 | 副本部長 | 分団長 | 副分団長 | 部長 | 班長 | 団員  | 計   |
|----|-----|-----|------|-----|------|----|----|-----|-----|
| 1  | 4   | 1   | 7    | 16  | 16   | 35 | 66 | 393 | 539 |